

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	市営土地改良事業に要する経費の賦課金等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第2条
基準規定	周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第2条
処分基準	周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第2条 （経費の賦課徴収） 第2条 市営土地改良事業に要する経費に充てるため当該事業の施行に係る地域内にある当該土地につき法第3条の資格を有する者に対しその利益を受ける限度において、賦課金を徴収する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	林道の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例本則
基準規定	
処分基準	林道に工作物、物件又は施設を設け、継続して林道を使用しようとする者は、周南市公有財産管理規則第36条及び第37条第1項の規定により、管理者の許可を受けなければならない。それにより許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	補助林道事業、単県農山漁村整備事業および補助治山事業の分担金の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市土木建設事業分担金徴収条例第3条
基準規定	
処分基準	分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者から徴収する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第10条の9第1項
基準規定	森林法第10条の9第1項
処分基準	森林法第10条の9第1項 （伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等） 第10条の9 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第10条の9第3項
基準規定	森林法第10条の9第3項
処分基準	森林法第10条の9第3項 （伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等） 第10条の9 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	保安林における択伐計画の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第34条の2第2項
基準規定	森林法第34条の2第2項
処分基準	森林法第34条の2第2項 （保安林における択伐の届出等） 第34条の2 2 市町村の長は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	保安林における間伐計画の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第34条の3第2項
基準規定	森林法第34条の2第2項；第34条の3第2項
処分基準	森林法第34条の2第2項、第34条の3第2項 （保安林における択伐の届出等） 第34条の2 2 市町村の長は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。 （保安林における間伐の届出等） 第34条の3 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	伐採の中止、造林に必要な行為の命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第38条第1項
基準規定	森林法第38条第1項
処分基準	森林法第38条第1項 （監督処分） 第38条 市町村の長は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	造林に必要な行為の命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第38条第3項
基準規定	森林法第38条第3項
処分基準	森林法第38条第3項 （監督処分） 第38条 3 市町村の長は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	植栽をすべき旨の命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第38条第4項
基準規定	森林法第38条第4項
処分基準	森林法第38条第4項 （監督処分） 第38条4 市町村の長は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の 名称	行為の中止又は復旧に必要な行為の命令
処分権者	市長
根拠規定	森林法第38条第2項
基準規定	森林法第38条第2項
処分基準	森林法第38条第2項 （監督処分） 第38条 2 市町村の長は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	